

令和6年11月7日
西日本高速道路株式会社
四国支社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者		住所	
①	株式会社不動テトラ	元 請	東京都中央区日本橋小網町7-2
②	株式会社春瀬建設工業	二次下請	香川県丸亀市飯野町西分甲505-1

2. 入札参加資格停止期間：令和6年11月7日から令和6年12月6日まで（1ヶ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域3

4. 事実概要：

本件は、「高知自動車道 領石川橋他3橋耐震補強工事」の施工にあたり、高知自動車道領石川橋 P3 付近において、土砂仮置場の敷鉄板を搬出するためバックホウを自走にて土砂仮置場まで移動しようとしていた際、バックホウブームを上げた状態のまま移動していたため、ブームがNTTの架空線に接触し（NTT一般回線5本）切断させたもの。

5. 入札参加資格停止措置理由：

工事等の施行に当たり安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第1第5号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措置要件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 四国支社 総務企画部 経理課

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。